



# 埼玉県報

第 3074 号  
平成 31 年(2019 年)  
1 月 25 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体の指定に関する告示（税務課）
- （仮称）東松山都市計画事業西吉見南部土地区画整理事業事後調査書についての知事の意見（環境政策課）
- 高速液体クロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借に関する落札者等の公示（衛生研究所）
- トリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析装置及び全自動固相抽出装置の賃貸借に関する落札者等の公示（衛生研究所）
- 備前堀土地改良区の役員退任届（加須農林振興センター）
- 酒巻土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 川越都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 富士見都市計画事業三芳町北松原土地区画整理事業の換地処分のお知らせ（市街地整備課）
- 県道上里鬼石線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道上里鬼石線の占用を制限する区域の指定（本庄県土整備事務所）
- 県道成塚中瀬線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

# 告 示

## 埼玉県告示第五十三号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二第三号ハの規定により、個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体を指定したので、埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第九条の二第三項の規定により告示する。

平成三十一年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

指定年月日	法人又は団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
平成三十年十二月二十一日	学校法人十文字学園	十文字 一夫	東京都豊島区北大塚一丁目十番三十三号

# 告 示

## 埼玉県告示第五十四号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の六第一項（埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第三十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による知事の意見の内容について、同条例第三十条の六第三項の規定により公告する。

平成三十一年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 事後調査書の名称

（仮称）東松山市計画事業西吉見南部土地区画整理事業事後調査書

### 二 事業者（吉見町）に対する意見の内容

次の事項を勘案して、引き続き環境の保全に努めること。

#### (1) 動物・植物・生態系

動物・植物の生息・生育環境の分断化を軽減するため、以下のような保全措置を検討すること。

イ 緑地の連続性を確保するため、計画時に緑地とされていた事業地南側の仮設駐車場の緑地化等の措置

ロ 小動物の移動を阻害しないため、事業地西側の河川沿いに設置されたU字側溝への追加措置

#### (2) 景観

高木植栽帯を適正に管理するよう進出企業に要請するとともに、景観の保全に努めること。

#### (3) 温室効果ガス

事業関係車両の走行に伴う温室効果ガス排出量が、評価書の予測の約二倍に増加したことから、低燃費型車両の導入やエコドライブの実施を一層推進するよう進出企業に要請すること。

# 告 示

## 埼玉県告示第五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十一年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
高速液体クロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県衛生研究所水・食品担当 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番地 1
- 3 落札者を決定した日  
平成30年11月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
N T Tファイナンス株式会社 東京都港区港南 1 丁目 2 番70号
- 5 落札金額  
31,687,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成30年 9 月14日

# 告 示

## 埼玉県告示第五十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十一年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

トリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析装置及び全自動固相抽出装置の  
賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県衛生研究所水・食品担当 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番地 1

3 落札者を決定した日

平成30年11月16日

4 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋1丁目3番1号

5 落札金額

33,696,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年8月21日

## 告 示

### 埼玉県告示第五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、備前堀土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成三十一年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名 氏 名 住 所

監 事 齋 藤 美 貞 埼玉県久喜市江面九百十一番地



# 告示

## 埼玉県告示第五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、酒巻土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十一年一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	栗原 照夫	埼玉県行田市大字酒巻千九百六十九番地
同	細谷 昇	同 同 千九百七十番地二
同	野口 定夫	同 同 千九百七十四番地
同	栗原 幸一郎	同 同 千九百三十番地
同	新 利夫	同 同 千九百十五番地一
同	栗原 功	同 同 千九百番地一
同	石川 敏雄	同 同 千八百八十五番地
同	矢野 進助	同 同 千八百八十七番地
同	吉田 勇次郎	同 同 千八百六十四番地
同	吉田 孫兵衛	同 同 北河原二百十二番地
同	石内 喜吉	同 同 千二百六十五番地
同	齋藤 悦弥	同 同 千五百八十一番地
同	吉野 三三	同 同 犬塚五百九十九番地二
監事	栗原 道廣	同 同 酒巻千九百六十八番地一
同	中村 賢一	同 同 千八百九十番地二
同	齋藤 慎一	同 同 北河原千五百八十三番地一

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	栗原 照夫	埼玉県行田市大字酒巻千九百六十九番地
同	細谷 昇	同 同 千九百七十番地二
同	野口 定夫	同 同 千九百七十四番地
同	栗原 幸一郎	同 同 千九百三十番地
同	新 利夫	同 同 千九百十五番地一
同	栗原 功	同 同 千九百番地一
同	石川 敏雄	同 同 千八百八十五番地



## 告 示

### 埼玉県告示第五十九号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

#### 二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

#### 三 作業地域

幸手市惣新田、榎野地内

#### 四 作業期間

平成三十一年一月十五日から平成三十一年三月二十九日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第六十号

測量計画機関である鴻巣市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

鴻巣市

### 二 作業種類

公共測量（二、三級基準点測量）

### 三 作業地域

鴻巣市広田地内の一部（鴻巣市広田中央特定土地区画整理事業地内）

### 四 作業期間

平成三十年十一月二十日から平成三十一年三月十四日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第六十一号

平成二十九年埼玉県告示第八百九十六号で公示した公共測量は、平成三十一年一月十日終了した旨測量計画機関である横瀬町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第六十二号

日高市から川越都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第六十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により三芳町北松原土地区画整理組合から富士見都市計画事業三芳町北松原土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十一年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年一月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉村 正則



<p>路 線 名</p>	<p>上里鬼石線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>児玉郡神川町大字新宿字三ツ角一九 二番一三地先から同郡同町大字新宿 字枇杷ヶ橋一〇番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十一年一月二十五日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十八年十月二十八日 付け埼玉県本庄県土整備事 務所長告示第七号で告示し た道路予定区域の一部供用 開始である。 延長二六二・三〇メートル</p>

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十一年一月二十五日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉 村 正 則

#### 一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

県道 上里鬼石線

児玉郡神川町大字新宿字三ツ角一九二番一三地先  
から同郡同町大字新宿字枇杷ケ橋一〇番一地先  
まで

#### 二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

#### 三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

#### 四 占用の制限の開始の期日

平成三十一年一月二十六日

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年一月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 成塚中瀬線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
深谷市中瀬字向島一三〇二番六地先 から同市中瀬字向島一五四一番一 地先まで		区 間
一五・二〇〇～一五・九四	一五・二〇〇～一五・九四	敷地の幅員 (メートル)
一五・三〇		延長 (メートル)
		備 考

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成三十一年一月二十五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

指定番号	第 秩 ・ 三 号
指定に係る 道路の種類	建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 五 号
指定の年月日	平 成 三 十 一 年 一 月 二 十 一 日
指定に係る道路の位置	埼 玉 県 秩 父 郡 横 瀬 町 大 字 横 瀬 字 拾 参 番 六 千 百 五 十 七 番 一 、 六 千 百 六 十 一 番 二 の 一 部 ( 用 悪 水 路 )、 六 千 百 六 十 九 番 二 の 一 部 ( 用 悪 水 路 )
指定に係る 道路の延長 (単位メートル)	二 十 ・ 六 八 メ ー ト ル
指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)	六 ・ 〇 二 〇 六 ・ 五 〇 メ ー ト ル

## 告 示

### 埼玉県選管告示第五号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三十一年一月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成三十一年二月一日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県議会議員一般選挙について

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

ウ その他